

農薬使用計画書 ( ~~変更~~ )

既に提出された計画書から、使用する剤等に変更があった場合は、変更計画書を提出(「変更」を丸で囲む)。追加で薬剤を使用する際には、必ず使用開始前までに変更計画書を提出してください。

令和 8年 3月 1日

農林水産大臣 殿

住所 京都府京都市□□□×××番地

氏名 株式会社○●×▲

〔 代表取締役社長 農林 太郎 〕

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 第4条 に基づき、

下記のとおり提出いたします。

使用しようとする最初の日までに提出。

記

農薬の使用計画

- 1 農薬の使用方法 航空機による散布
- 2 使用する農薬の種類 チアクロプリド水和剤
- 3 使用する対象 樹木類
- 4 使用する期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(日本工業規格A4)

備考 届出に際し、新規の場合は、「(変更)」を線で消し、変更の場合は該当部分を丸で囲むこと。また、届出の根拠条項以外の条を線で消すこと。

注1 「農薬の使用方法」には、「航空機による散布」「くん蒸」等と記載する。

2 「使用する農薬の種類」には、農薬の有効成分名、又はその略称名及び剤型を記載する。

3 「使用する対象」には、くん蒸にあつては「倉庫」、「天幕」等の使用場所、航空機にあつては「稲」等の作物名を記載する。